

4 0 0	雜 則
-------	-----

国債元利金支払取扱店は、店頭に「**国債元利金支払取扱店**」と掲示する。

420

失効証券類の取扱

① 受 入

○ 失効証券類の呈示または失効証券類についての照会を受けたときは、なるべく提出させるよう取計らう。

* 失効証券類とは、消滅時効完成により効力を失った証券・利札をいう。

⇒ 143 参照・消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い

* 失効証券類は、国債規則（大正11年大蔵省令第31号）第20条により所持人は返還することとなっている。

② 受入手続き

○ 受入れた失効証券類により、失効証券類受付書を作成する。

* 失効証券類受領書・失効証券類送付書との3枚複写となっている。

○ 返還者に失効証券類受領書を交付する。

* 証券と利札を切離して提出されたときは、そのまま別々に整理する。

○ 失効証券類に廃印を明りょうに押す。

[廃印を押す箇所]

証券 ●表面の額面金額の箇所

●証券に利札がついているときは、全利札表面の中央部

利札 ●裏面 ○印の箇所

⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ

* 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。

○ 証券・利札ならびに証券に利札がついているときは、証券・全利札のそれぞれ表面上部に「失効」と赤色で記載する。

③ 業務局への送付

○ 失効証券類・失効証券類送付書を一括して封筒に納め、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

失効証券類受付書の記載例

失効証券類とともに
業務局国債証券業務グループへ送付する。

3枚複写

書式 No. 106

失効証券類送付書

仕出 ○○証券 本店 (日付) 6.6.8
 あて先 日本銀行業務局
 国債証券業務グループ 御中

店印

書式 No. 106

失効証券類受領書

(日付) 6.6.8

店印

○○証券 本店

甲野 一郎 殿
 下記証券類は失効につき回収しました。

書式 No. 106

注意 証券と利賦札を切り離して返還されたときは、証券に付属させず、別々に整理すること。

失効証券類受付書

(日付) 6.6.8

返還者
 住所 東京都中央区日本橋本石町 2-2-2
 氏名 甲野 一郎

証券・利賦札の別 (いずれかを○で囲む)	国債名称・記号	枚数	金額 円	付属利賦札の状態 年 月 渡以降
○証券	六分半利国庫債券第22回	1	100,000	52.11
利賦札				
合計				

いずれかを○で囲む。

付属利賦札の状態
 年 月 渡以降
 52.11

返還者に交付する。

自店保管 (保管期間 1年)

失効証券類への記載例

赤色で表示する。

廃印を押す。



あらし

- 新しい様式の国債証券が発行されたときは、その証券の見本が業務局（統轄店経由）から送付される。
なお、見本国債証券印刷枚数などの関係から、見本の一部が送付されないとき、または見本利札だけが送付されるときがある。
- 送付された見本は、自店に備付けておき、元利払などにより受入れる証券類の真偽・要項の調査確認などに利用する。
- 元利金の消滅時効完成などにより不用となった見本は、業務局（統轄店経由）からの通知に基づき自店において廃棄する。

⇒ 見本国債証券類配布一覧参照

① 受 入

- 業務局（統轄店経由）から見本の送付を受けたときは、交付通知および国債証券類送付書と照合し枚数確かめる。
- 国債証券類受領書に受領日付を表示し店印を押したうえ、これを速やかに統轄店（本店管下国債元利金支払取扱店は業務局国債証券業務グループ）へ送付する。

交付通知
例示参照

② 整理保管

- 見本国債証券類保管目録に受入日付・国債名称・記号・券面種類などを記載する。
受入れた見本は、透明な袋に収容してファイルするか、または簿冊にちょう付するなど、常時閲覧しやすいように整理して保管する。

保管目録
記載例参照

- 上記保管にあたっては、錠のかかるロッカーなどに収容する。

③ 汚染き損

○ 見本を汚染き損し使用不能となったときは、速やかに統轄店（本店管下国債元利金支払取扱店は業務局国債証券業務グループ）へ連絡し、その指示により取扱う。

④ 廃棄

- 保管中の見本について統轄店から廃棄通知を受けたときは
 - 該当分を抜き出し、自店で速やかに廃棄する。（なるべく焼却の方法による。）
 - 見本国債証券類保管目録の該当銘柄・券面種類を抹消し、廃棄日付欄に「廃棄日付」を表示する。

廃棄通知
例示参照

保管目録の記載例

書式 No.420

見本国債証券類保管目録

(保管店名)
○○証券本店

受入日付	種別(銘柄)	券面種類	廃棄日付
46. 5. 1	○○国庫債券 第○回	円券 50,000	} 5. 11. 30 ←
〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃	100,000	
〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃	1,000,000	
〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃	10,000,000	
47. 10. 20	○○国庫債券 第○回	100,000	
48. 5. 10	○○国庫債券 第○回	100,000	

廃棄する見本の銘柄・券面種類を抹消し、「廃棄日付」を表示する。

2. 10. 23	○○国庫債券 第○回	1,000,000	
5. 11. 16	○○国庫債券 第○回	100,000	

「受入日付」を表示する。

●用済後随時廃棄

交付・廃棄通知の例示

平成5年11月15日

国債元利金支払取扱店
御中

日本銀行〇〇支店^{店印}

〇〇〇国庫債券の見本証券交付に関する件

本日、標記見本証券を下記のとおり別便にて送付しましたので
通知します。

ついては、「国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品
取引業者・証券金融会社用）・430 見本国債証券類の取扱」によ
り貴店備付用見本としてご利用ください。

記

〇〇〇国庫債券 い号 10万円券 1枚

以 上

統轄店で作成し、店印を押して送付する。

平成5年11月29日

国債元利金支払取扱店
御中

日本銀行〇〇支店^{店印}

見本証券の廃棄に関する件

貴店備付見本のうち下記見本証券については、同国債の消滅
時効完成により不用となりましたので、「国債元利金支払取扱店
事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）・430 見本
国債証券類の取扱」に基づき廃棄されたく通知します。

記

〇〇国庫債券	第〇回	10,000,000円券	} 4枚
		1,000,000円券	
		100,000円券	
		50,000円券	

以 上

●受入・廃棄手続き完了後随時廃棄

(参 考)

見 本 国 債 証 券 類 配 布 一 覧

【平成 28. 10. 13 現在】

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚数
1. 利付国庫債券 第6回	自 10,000,000 円券 至 50,000	4
2. " 第10回	1,000,000,000 100,000,000	2
3. 利付国庫債券 (20 年) 第2回	1,000,000	1
4. 利付国庫債券 (10 年) 第157回	100,000	1
5. 利付国庫債券 (20 年) 第34回	1,000,000	1
6. 利付国庫債券 (10 年) 第209回	1,000,000	1
7. 利付国庫債券 (6 年) 第29回	1,000,000	1
8. 利付国庫債券 (20 年) 第42回	100,000	1
9. 利付国庫債券 (30 年) 第1回	1,000,000	1
10. 利付国庫債券 (変動・15 年) 第11回	1,000,000	1
11. 利付国庫債券 (5 年) "	1,000,000	1
12. 利付国庫債券 (20 年) 第50回	1,000,000	1
13. 利付国庫債券 (10 年) 第229回	100,000	1
14. 利付国庫債券 (30 年) 第5回	100,000	1
	合 計	18

(備考) 平成9年8月1日以降開設の国債元利金支払取扱店は、2のうち10億円券を除く17枚。

国債元利金支払取扱店の店舗の位置、名称および店番号の変更がある場合には、代理店店舗位置名称等変更届を作成したうえ、あらかじめ所轄の日本銀行本店または支店に1通提出する。

代理店店舗位置名称等変更届の記載例

代理店店舗位置名称等変更届			
(日付)			
日本銀行業務局長 殿 または日本銀行 支店長 殿		(約定先および本部部署) ○○銀行 (本部部署の責任者) △△ △△ (印)	
① 代理店等の種類 (該当事項を記入 または○で囲む)	(代理店名) _____ 代理店 歳入代理店 日本銀行預金取扱店 払込店 資金払込店 国債代理店 <u>国債元利金支払取扱店</u>		
現在の位置、 店舗名称および 店番号	② (位置) 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○○丁目 ○番○号	③ (店舗名称) ○○支店	(店番号) ○○○
変更後の位置、 店舗名称または 店番号	② (位置) 〒△△△-△△△△ ○○県○○市△△△丁目 △番△号	③ (店舗名称)	(店番号)
変更年月日	平成○年○月○日		
位置変更事由 (○で囲む)	<u>店舗移転</u> 元位置へ復帰 其他 仮営業所へ移転 地番変更 []		

- ① 「代理店の種類」欄の該当事項の全部を○で囲む。
 ② 「(位置)」欄には、郵便番号を記入するほか、住所として都道府県から住居番号まで記入する。
 ③ 店舗名称に通称がある場合には、店舗名称を記入した下部に通称をカッコ書きで記入する。